

府中かんきょう市民の会

NPO法人 府中かんきょう市民の会々報
2005年 秋号 10月12日発行/季刊
発行人：大崎 清見
連絡先：府中市住吉町 2-30-31.
3-508 TEL 042-368-2183



定着した「小川の生き物調査」

採取した魚は、オイカワ126、タモモロコ21、トウヨシノボリ10、モツゴ8、ドジョウ5、ムギツク4、カマツカ2、ナマズ1の合計177匹で、ほかにザリガニ、タニシも捕れました。

これは昨年の結果と比べると、昨年の総採取数387匹の46%ですから単純に比較すれば半減したことになります。しかし、そのほかの要因として台風時にはポンプ取水が停止されたことも影響しているかもしれません。

参加者は子ども26人、保護者20人、会員15人、農工大3人の合計64人で、「生き物調査」が市民のなかに定着してきた観があります。参加者のなかには、子どもに自然にふれさせることができよかったという声が多く、すでに4回連続参加の家族や、昨年捕まえたコイを家族で1年間飼っているという子どももいました。

今後の課題としては、魚のことがわかるスタッフの養成、用水組合の負担を煩わせないために台風時を避ける必要があり、そのために開催時期の前倒しも検討する必要があります。(野口道夫)

今年の「小川の生き物調査」はヒガンバナが咲き始めた9月11日に四谷2丁目の本宿用水で実施されました。第4回目となった今回は、用水の取水方法が多摩川からの直接取水方式から、ポンプ取水方式にとって代わったという、小川の生き物にとって新しい環境下で魚たちに変化が見られるかどうか、注目点でした。



③

公共施設の散乱ごみ

美化条例の施行で府中市内は街がきれいになったと云われます。しかしよく観察してみると目立たない所に多くのごみが不法に放置され、街の美化を妨げています。

①府中駅前のミニロータリーの放置ごみ… 府中駅とみずほ銀行の間にある2カ所の市民憩いのスポット



現場は晴見町2丁目の富士見通りラセン階段脇(左)と府中駅広場(上)のごみ

は、毎週月曜日この様なごみの山が残されています。週末ここで一服した市民が残した飲食物のごみです。対策は考えられないのでしょうか。

②府中街道沿いの投げ捨てごみ… 府中街道。東芝近くのらせん階段脇の空スペースには無数のごみが投げ捨てられています。街道から見えないため格好のごみ捨て場になっています。見えない場所に勝手に捨てていく典型的例です。行政は気づいているのでしょうか。

その他東八道路の植込みにも雑多なごみが投げ捨てられています。ポリ袋、ボトル、そして電気部品まで捨てられています。車から投げ捨てるのでしょうか。ドライバーに道路を汚すまいという自覚が育たない限りこの様な現象はなくなりません。都道の管理にも問題があるようです。

「府中基地跡地利用問題」が進展か！

府中市浅間町に「在日米軍府中基地跡地」15.3㌔が国有地(留保地)として自然がそのままの姿で残っている。国はこれをまず、自治体に利用計画を策定させたくて売却することにし、利用計画がない場合には民間に売却するとした。府中市では過去に国から打診を受けた時点で「利用計画は無い」と回答しており、このままでは民間に売却されてしまうため、15.3㌔のうち9.3㌔を公園や緑地として利用する方針を固め、市単独で取得することとなったが、公園の取得面積は市議会の委員会では5.5㌔と報告されている。しかしこの跡地には「国立医薬品食品衛生研究所(以下、国立衛生研)の移転が決定しており、新たな課題も背負うことになった。

府中かんきょう市民の会の対応

「NPO府中かんきょう市民の会(以下、市民の会)」ではこの土地は市内に残された貴重なまとまった緑地空間であり、跡地利用については長期的展望にたち、今後の都市の骨格をつくるまちづくりの集大成として位置づけ、市民との対話を重視して計画づくりをするよう次のように要望しました。

- ①平成14年6月…「府中基地跡地利用に関する要望」を市長宛提出⇒同文書に対し平成14年7月府中市から回答
- ②平成14年8月…「府中基地跡地利用の市民合意」を市長宛提出⇒同文書に対し平成14年10月府中市から回答
- ③平成14年12月①と②の市の回答について「府中基地跡地利用に関する要望・質問」事項を再度市長宛提出。
- ④平成15年1月、市長に直接面談を求め、当会の意向及び要望を説明⇒平成15年2月に③および④を踏まえ府中市から回答

市民の会の要望事項と府中市

- ①府中基地跡地利用については市として市民合意に基づく「土地利用計画」を至急策定して欲しい。また、この跡地は市民の安らぎと憩いの場所として市民生活の豊かさを支える「緑地公園」として浅間山～府中の森公園を結びつける中間の緑地空間となるよう位置づけて欲しい。(市の見解)⇒土地購入は時価となり財政状況より市としての利用計画は持っていない。また、府中市に存在する数少ないまとまった緑地空間であり、このまま「留保地」として残すよう国に要望している(平成14年7月3日付け回答)
- ②跡地に移転が決まった「国立衛生研」については建物の規模、高さを初め研究内容、バイオ施設(病原体、遺伝子組み替えなどを行う施設)がもたらす安全面の問題点などについて積極的に市民に公表し、住民への説明会を至急開催して欲しい。(市の見解)⇒「国立衛生研」の移転先が決定次第、住民説明会を行う。また、移転に伴う安全管理については同研と協議を重ねていく(平成14年10月18日付け回答)
- ③「国立衛生研」移転前に跡地全体の「自然環境調査」を実施して欲しい。(市の見解)⇒自然調査については国(関東財務局)に申し入れたが安全上の問題から跡地への立ち入りは認められないとの回答があり困難(平成14年10月18日付け回答)

府中市の最近の動き

6月15日の市議会「基地跡地対策特別委員会」の議論によれば、「国立衛生研」の立地場所がその後変更になり留保地の中央部となった。従って、公園は南側に配置される。尚、東側は不正形地で公園として利用しにくい。ため、市としては購入対象とせず、民間住宅地として関東財務局が売却する方向にある。それぞれの面積はいまだ確定はしていないが、おおよそ「国立衛生研」が5.5㌔、公園が5.5㌔、民間住宅地が3.3㌔程度、残りは道路となる。

「国立衛生研」の移転先決定が遅れたため跡地利用計画が遅々として進まなかったが、ここに来てようやく少し進展がみられた。しかし「国立衛生研」の移転先がほぼ決定された現時点でも、市民には何一つ公表されておらず住民説明会もないまま水面下で計画が進められている。

特に「国立衛生研」はバイオ研究施設でもあり、市民にとっては迷惑施設には変わりはない。安全な施設であるといわれても、それを保障する説明もない現状では懐疑心が増すばかりである。市民の安全と健康、安らぎを守るための行政側の責任ある対応を期待したい。(市政への提言活動委員会)



伐採を免れた第五小学校の樹木

第五小学校の樹木は、西府苗圃の樹木とともに四季それぞれに美しく、散歩する人々の憩いの場所でもあります。同校は「愛鳥モデル校」でもあり小鳥が緑を求めて校庭にやってくる。

南武線の新駅(仮称 西府駅)の開設にむけて、同校の北側約4mは、自動車も通れるように拡幅するために校庭が削られ、その分だけ西側に拡げようとしています。

現在の西府苗圃との間の道路は約6mほど西に寄り、苗圃に接する第五学童クラブは第五小学校の体育館に隣接することになります。

このために、第五小学校の北側と西側にある樹木がどのように処分されるのか、最悪の場合、北側と西側の樹木が伐採されるのではと危惧していました。

このことを懸念して、昨年9月29日の運動会で児童の家族49名にアンケートをとったところ、約8割の父母が樹木存続を希望していました。そして、この結果をもとに昨年10月12日、教育委員会に次の主旨の提案をしたのです。

① 第五小学校の樹木は地域住民ならびに西府湧水を訪れる人々の憩いの緑地であり、四季を通じて色とりどりの風景を楽しませる場所である。特に夏は緑陰が作り出す涼風が心地よく、ほっとさせる場所でもある。

② 第五小学校の樹木と苗圃の樹木はNECの森から崖線幅の数メートルに数十メートルの奥行きをつける(南北に厚みをつける)重要な森(林)である。小鳥・猛禽その他の生物の生息地であり、渡りの時期には、キビタキやオオルリなどが羽を休めるところである。この鳥たちのさえずりが散策する人々の心を和ませる所でもある。このように重要な森(林)を失いたくない。

③ 昨年(平成15年)に行われた第五小学校の設立百三十周年記念式典で、在校生代表が「四季折々を飾る校庭のクスノキとサクラの美しさとそれらへの愛着」を強調していた。このことは、市長・市議会議員はじめ列席されていた皆様がうなずきながらお聞きになっていた。

④ 水と緑のまちづくりには時間が必要である。木々も生命として保護されるものである。文化財を保護すると同様に一種の文化財として保護してゆき、緑の保全に貢献すべき場所である。



関係者の努力で伐採を免れた第五小学校(本宿町1丁目)の校庭をとりまく樹林

⑤ 緑の保全も、教育の使命であり、後生に残しておくべきものである。このような行動を見ている児童たちが、市長の考えはじめ大人の考えを自然に学びとる絶好の機会でもある。

併せて今年2月6日には教育長宛に、これは「現行のPTAだけでなく、過去に同校を作り上げた人々、将来の同学区を担う人々の意向も無視できません。この状況を明確にするため、同校区の過去及び将来のPTAに事実を知らしめ意向を確認するプロセスを踏むべきだと考えます。」との要望を行いました。

後からわかったことですが、教育委員会と第五小学校は着々と検討を重ね、土地区画整理の計画枠内でこれらを可能な限り実現したいと努力されていたのです。

今年7月に同校を取りまく樹木の詳細な計画書(樹木1本1本について保存するか、移植するか、やむなく伐採するかをリストアップしている)を見る機会を得ました。これには教育委員会と第五小学校の関係の皆様のご誠心誠意の検討・努力の結果が示されており、大半の樹木が伐採されずに残されることになることになると信じるに十分な計画でした。

いっぽう、苗圃の樹木はほとんど伐採されました。①、②のことは半分しか達成していません。そのような状況のもとで第五小学校関係の皆様のご努力が後世の人々から高く評価されるものと信じます。(田中正仁)

府中・田んぼの学校

身近な水田で米づくり体験

ここ数年、区内の小学校が府中の農家の協力を得て、田植えや稲刈り等の農業体験を実施していることを耳にします。かつての府中は都下でも有数の水田耕作が行われ、田んぼのある風景が広がっていました。今では宅地化の進行で、田んぼは宅地の間に点在する状況です。

当会は昨年、東京武蔵府中ロータリークラブの100周年記念事業として取り組まれた「米作り体験学習」に共催参加させていただきました。その経験を引き継ぎ、東京農工大学の協力によりフィールドサイエンスセンターFM本町(通称:本町農場)で「田んぼの学校」を開校しています。

30名の募集に対して43名の応募がありました。予想外なことに大人が3分の1、保護者も子どもの約半数近く参加されています。スタッフも含めて毎回50名前後が参加しています。なかにはお孫さんと一緒に参加された方もいますし、またケーブルテレビ(J:com)もこの事業に注目し、毎回取材・放映していただいています。

作ったお米で”おにぎりづくり”

6月の田植えからスタートし、稲の生育と生きもの観察を月1回のペースで11月まで全7回を予定しています。9月以降は稲穂の成熟度、害虫、天敵観察、10月は稲刈り、11月5日は最終回で収穫祭を計画しています。収穫祭では、“作ったお米でご飯を炊き、お握りや豚汁づくり”を授業の一つに加えていることです。田植えから収穫までの農作業を振り返り、そして“農と食を考える”ことにつなげたいと思っています。炊飯や調理を体験する収穫祭なので話題が弾むでしょう。参加者の率直な感想も発表してもらい、楽しく、有意義な会にしようと実行委員会では企画を練っています。



田んぼの害虫を調べる子どもたち (8月13日)

コカコーラ環境教育主催者賞 「田んぼの学校」の主催で受賞

この事業の企画に関わって、報告があります。行政や関係団体の協力と支援により実施することができましたが、今回は府中市と市教育委員会の両方から後援を頂けました。そのため、学校への参加よびかけが円滑になりました。またロータリークラブの事業実績と経験に教えられるところが多々ありました。そして、この事業は始めて導入された平成17年度府中市委託事業(環境保全課)の一環として取り組まれています。当初の段階で、外部助成を申請しましたが、2件とも採用されなかった経緯がありましたが、思わぬところから朗報がもたらされました。12回目を迎えたコカコーラ環境教育財団から“コカ・コーラ環境教育賞主催者賞”を頂きました。これは青少年を対象に地域で環境教育を実践している団体への助成・支援を目的に運営されています。

この受賞は「田んぼの学校」事業を中心とした活動が評価されたもので、この間、取材を通じて、この事業に理解いただいた読売新聞府中支局の推せんにより実現したことも併せて報告させていただきます。「田んぼの学校」事業がより成果を積み重ね、次はもっとランクアップした受賞をめざしたいものです。(8月19日、東京国際交流会館で表彰と発表会。表彰状と1万円相当品) (進藤 礼治郎)

ホームページができました

残そうレンゲ田のある風景

NPO 府中かんきょう市民の会

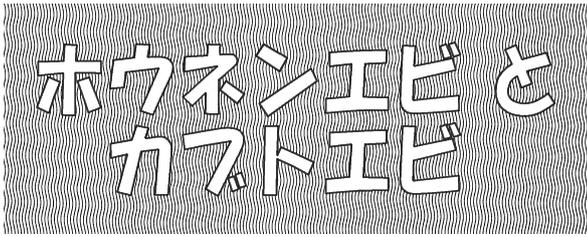
- 府中の環境と景観
- イベントのご案内
- 環境を守るためのこんな取り組み
- 自ら行動する府中かんきょう市民の会
- 子育て支援の活動
- 「府中かんきょう市民の会」の活動

◆◆ 掲 載 内 容 ◆◆

- 府中の環境と景観…府中を代表する環境と景観「大国魂神社とケヤキ通り」、「浅間山とムサシノクスゲ」、「府中崖線と湧水」、「府中用水と田んぼ」、「多摩川の自然」、「ふるさと景観」の6分野の現状と課題を紹介。
- イベントのご案内…会の企画イベントを掲載。
- 環境を守るためのこんな取り組み…当会の活動を「レンゲまつり」、「環境調査」「公園美化活動」、「援農活動」、「政策提言」の5分野で紹介。
- 自己紹介：府中かんきょう市民の会…会の目的、組織概要、2005年の活動計画、会の主な活動年表を掲載。
- 要望/入会手続
- 「府中かんきょう市民の会」の会報…会報最近号の各号の内容をページ毎に掲載。

URL <http://fuchu-env.web.infoseek.co.jp>

「田んぼの学校」余話



小さな働きもの現る

今年も農工大の水田に、「ホウネンエビ」が現れました。田植えをして10日目頃でした。エビの形をした50mmくらいの、小さな水中生物です。

「田んぼの学校」では稲の虫を、「益虫」、「害虫」、「たぐの虫」と、分けて学んでいます。この「ホウネンエビ」は益虫で、生物学者の宇根豊さんによると、11匹のホウネンエビがご飯一杯分の米を作る働きをしているそうです。

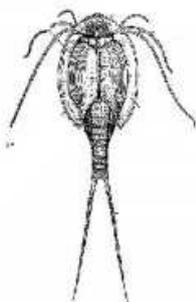
同じような生き物で、「カブトエビ」と云う田んぼの生き物がいて、今年は、押立の田んぼに現れて話題になりました。やはり25～30mmの小さな生き物でオタマジャクシのような恰好をして、背中に甲羅を持っています。こちらは4匹で、ご飯一杯分の米を作る働きをしているそうです。ところが、この働き者たちは、田植え後1ヶ月くらいでパツリと姿を消してしまうのです。この謎めいた生き物たちの正体に、ジワリと迫ってみたいと思います。

正体・その1 在来種と侵入種

「ホウネンエビ」は、日本の水田には、昔からいた在来の生き物です。江戸時代には、これが水田に現れると、今年は豊年だと言うので、俗称「豊年虫」とも呼ばれ、金魚屋が売り歩いたそうです。ホウネンエビの餌は、おもに植物プランクトンのようで、その糞が稲の栄養になっているのです。

「カブトエビ」のほうは、大正から昭和にかけての侵入種で、アメリカカブトエビと、ヨーロッパカブトエビ、それに戦後入ってきたアジアカブトエビの三種がいます。雑食性ですが、草の芽、浮き草、ミジンコ、イトミズなどを餌にしているようで、「草取り虫」とも呼ばれています。草を取ったり、糞が稲の栄養になったりの、大活躍の働き者であります。

これらの働き者たちは、かつて日本の水田には、沢山いたのですが、戦後はめっきり減ってしまいました。農薬の多用と化学肥料万能の稲作が原因でした。それが、どうして急に復活して来たのでしょうか。



カブトエビ



ホウネンエビ

正体・その2 肥沃な田んぼの象徴

「ホウネンエビ」も「カブトエビ」も、「エビ」と云うからにはこれはもうレッキとした甲殻類です。そこで、大真面目に「甲殻類学」の本を開くと、分類の最初に「鰓脚綱」という変なグループが出てきますが、これが別名「ミジンコ綱」というグループです。ホウネンエビはその中の「無甲目」に属し、カブトエビは「背甲目」に属しています。で、つまるところ、この二つの生き物はどちらもミジンコの仲間で姿形は違えども同一祖先から生じた、単系統群であることが判りました。

そのミジンコの多い田んぼと云うのは、餌となる植物プランクトンの多い田んぼであり、そして植物プランクトンの多い田んぼは、その栄養源となる有機物の豊富な田んぼであるというわけです。

つまり、有機物の豊富な田んぼでなければ、ホウネンエビもカブトエビも、住みついてくれないのです。

最近、農薬や化学肥料の使用が減り、有機栽培が広く取り入れられ、堆肥や、糞や、緑肥を施した田んぼが増えるにつれ、ミジンコが沢山発生し、そこにホウネンエビやカブトエビが顔を出し始めたわけですね。水田に、本当の地力が復活しつつある、良いきざしです。

正体・その3 砂漠からの珍客

「ホウネンエビ」も、「カブトエビ」も、実は田んぼにしかないミジンコなのです。田んぼの代かきで、卵が土の中から水面に出てくると、1～3日で孵化します。そして田植えが終わって1ヶ月もすると、パツリ姿を見なくなります。彼等は、この短い期間に産卵をすませ、その短い一生を終えていたのです。

実は彼等は、もともと砂漠に生きる逞しいミジンコなのであります。魚が生育できない塩湖や砂漠の雨季に、雨で出来る湖に、一斉に発生し、湖が乾かないうちに産卵を済ませなければならぬのです。

1ヶ月くらいの間に、一斉に姿を消す理由は、この砂漠での習性によるものだったのです。代わりに残された卵の寿命は、なんと10年以上と云われています。

遠い砂漠の地から日本の水田に来て、なお生き続けられる理由はなんなのでしょうか。つまり砂漠と水田との共通点は、田んぼの、「中干し」と「落水」、そして冬季の「乾田化」が、砂漠の水の動きに似ていたのです。田んぼに水が張られると、卵は一斉に孵化し、成虫になったら中干し前に、さっさと産卵して、一生を終えます。

ですから、ホウネンエビもカブトエビも、乾田化する水田にしかない生き物で、湿田には生息しない生き物なのです。

小さな働き者、「ホウネンエビ」と、「カブトエビ」は、日本の水田の、独特の生態系に組み込まれた、指標となる生き物です。この働き者たちが、再びこの日本の水田に甦り始めたことは、いろいろな意味で、喜ばしいことです。たかがミジンコ、されどミジンコ。「田んぼの学校」のかくれた主役達のご紹介でした。

(梶島弘通)

地域資源を活かすは景観法の活用

専門家まじえ、水と緑のまちづくり講座で学ぶ

水と緑のまちづくり講座は8月6日、NPOセンターの会議室で開かれました。参加者は都市プランナー、建築家、市観光ボランティア、地域でまちづくりを実践されている方、市職員、景観審議会委員など多彩な顔ぶれとなりました。

講師は昨12月の市議会において、地域資源を活かすまちづくりをテーマに一般質問された村崎市議にお願いしました。景観に関する総合的な法律として昨年、制定された景観法の目的、趣旨とその概要のレクチャーに続いて、ケヤキ並木を都市景観形成地区に、都市景観賞の受賞個所を景観形成重要資源として指定、保全すべきとした質問と市答弁の説明を受けました。

景観法・条例を積極的に活用したまちづくりの提起は関心の高いテーマだけに、今後の市の施策展開を注視したいものと思いました。

その後、本年1月に開催した「水に親しむ環境づくりシンポジウム2005」で公表した市民提案「ふるさと景観の保全と創出」(四谷・日新町地区をモデル地区)や基本計画等の推進状況を紹介しながら、意見交換しました。

まちづくりに対する活動経験の豊富な専門家が多かったので、話題が多岐にわたり、景観行政や都市計画法の活用など貴重な教示や有用な情報を得ることができました。感想も交えて要旨を以下にまとめてみます。

○景観法は景観づくりの担い手である市が“景観行政団体”となる意思決定の要件を規定している。また、

NPO等が景観計画策定に対して提案(意見)できることやNPO、住民、事業者などの主体と市との一体的取り組み(協働)を条文化している。

○同法2条では「良好な景観の形成は現にある景観保全のみならず、景観の創出も含む」と明記している。市民提案は景観法・条例や緑の基本計画、環境基本計画等に密接に関連しており、行政内の横断的テーマでもある。窓口を明確にして、より積極的な市民対話の推進を期待したい。

○まちづくりの基本は外部から観光客を誘致することよりも、まず市民が“自分たちが住みたいまちをつくる”という視点(共通認識)が大事である。

○現行の都市計画法は欠陥法である。本来、都市の個性をつくり出す法体系に整備すべきもの。現行法はあまりにも細かすぎて専門家さえわからない状況。都市計画法と建築基準法を一体化した改正法案が専門家の段階で研究、論議されている。

○先にJR南武線新駅事業で西府文化センター西側の桜伐採事件が発生した。市景観条例では「緑の植栽、移植、又は除却」等は都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるとして、事前に市長に届出することが義務づけられている(特定行為の届出)。市長は附属機関の景観審議会に助言、指導を諮問するとしている。市も特定行為の当事者であり、景観行政に対する執行のあり方が問われている。

○日頃から行政との対話や、専門家、議員との交流を密にし、情報交換できる機会を設営していきたい。

(進藤礼治郎)

環境美化条例施行から1年半

昨年4月の環境美化条例施行から1年半が経過しました。府中の町は本当にきれいになったのでしょうか。市は取組み結果をまとめています(第1表、第2表)。これを見ると少しずつ効果が出ているようですが、どうでしょうか？

タバコの吸い殻に着目して気づいたこと。京王線分倍河原駅東側踏切に、スリット状の踏み格子があり、以前はスリットに隙間がないほどの吸い殻が踏み込まれていた(おそらく300~500本)のですが、今は時々町内会の方々が掃除をしているのでしょうか。30~80本になっています。

	条例施行前		条例施行後	
	H15.12 H16.03 月平均	H16.08	喫煙指定路線 指定後 H16.10	喫煙指定路線 指定後 H17.02
府中駅	308	486	286	401
府中本町駅	126	187	176	37
中河原駅	264	248	204	182
分倍河原駅	102	77	58	52
東府中駅	106	55	25	53

ごみの散乱 けやき並木周辺清掃活動実績(第2表)

	1回実施あたりの平均値(単位はKG、個)		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
可燃ごみ	30.0	33.9	20.2
不燃ごみ	18.6	13.1	4.4
缶	140	139	106
ビン	25	27	19
ペットボトル	24	28	53

また、同駅北西の無料駐輪場入口から分梅通りまでの車道は、道端に途絶えることなく吸い殻が捨てられていた(5~20本/m)のですが、今は所々にある(0~5本/m)程度になりました。更に、本宿町1-26から100mほど南北の間の道路は、3~5本/mは捨てられていたのですが、今年7月末から私が通る8時頃には1本も見えなくなり、9月10日現在まで、よく探さなければ見あたらない朝が続いています。

私はほとんど毎朝、清水坂→本宿段丘緑道→市川緑道→西府湧水→西府崖線の上の道→第五小学校の西・北側(去る8月23日からは北側)→本宿町1丁目の通り清水坂とまわってリハビリを兼ねて妻と一緒に散歩をしながらゴミ拾いをやっています。その結果は、ほとんど変わっていないという実感です。本宿1丁目交差点のあたりを除いたタバコの吸い殻総数は、グラフのとおりで、80~140本/日で、あまり変わっていないという実感がそのまま出ています。

特定の場所に特定者が捨てる癖があり、これは防止する上での手がかりになりそうです。例えば、市川緑道碑の北に「HOPE」を、崖線の上の道に「Seven Stars」「MILD SEVEN ORIGINAL」を、本宿段丘緑道わきの小公園に「PIANISSIMO」と「VERGINIA SLIM」を1週間に3~5回は1~3本捨てて行くケースです。回数は少ないのですが「LARK」の箱の中に「LARK」の吸い殻を詰め込んで捨てるケースもあり、これなどは「捨てることを楽しんでいる」のではないかとさえ思います。タバコには、空き箱と透明部があり、それぞれ2~5箱/日、5~15片/日で、吸い殻同様にところかまわず捨てられています。

煙を上げているのは相変わらず毎月2~3件あり、最近立て続けに私が拾っていることを知っていて捨てたのではないかと勘ぐりたくなるケースに出逢って憤慨しています。

吸い殻以外で、最近の一年あまりで、特に増えたのが、①ティッシュペーパー(ロールペーパーさえ目立ってきた)、

②ジュースのプラ容器、③紅茶、茶、ジュースなどのパック、④アルミのゲル飲料(「吸い料」と言った方がよいのかも)容器の投げ捨てです。パン類やむすびのプラ袋も平気で捨てています。

また、吸わないで捨てたタバコ、缶・ボトル缶、瓶、ペットボトル、パックに飲料を残して捨てていくケースが多くなってきました。ひどいのは買ったままほとんど飲まずに捨てていくケースです。「飲まないなら、飲み残すなら買いなさんな！」と言いたくなります。もの余り/金余りの人が増えたのでしょうか。同時に、レシートとレジ袋も平気で捨てています。「捨てることに抵抗を感じない」世代が広がっているように感じます。菓子の箱や袋は、子供たちが食い捨てをしていると推測しますが、親たちが買い物メモ、のど飴の小袋やタバコの吸い殻を平気で捨てて行くのを見て、まねをしているように思えます。

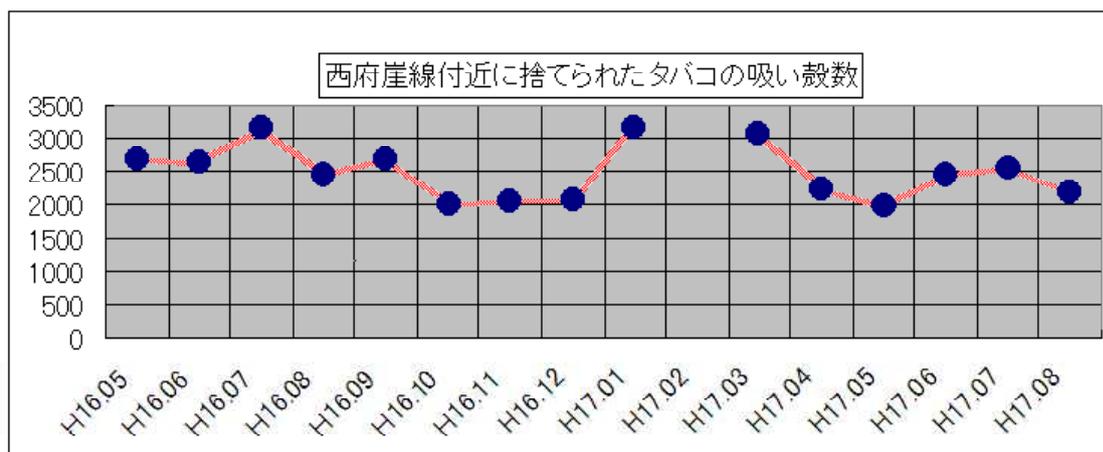
駅の周辺は徐々に効果が現れているようですが、駅から離れた場所では、まだまだこれからです。

対応策は、安易にレシートやレジ袋を持ち出せないようにする、移動しながら安易に飲み食い・喫煙が出来ないようにすることと、良識を育てること以外にないように思います。立川市では、吸い殻等を放棄した者に掃除をする一種の罰則を課しています。これも現行犯的な指摘が出来なければ意味ないのですが、一つの対応策であることは確かです。

それと、各家が自宅の回りを清潔にする効果は、「類が友を呼ぶ」ことを防ぐもう一つの方策であると考えます。先に述べた駅周辺の効果を他へ波及させることに効果があると考えます。

西府苗圃の隣の南武線のフェンス内に捨てられた諸々を「府中の恥」と見て下さい。そして何とかしたいと考えて下さい。大いに考えるヒントになると考えます。

(田中 正仁)





『農薬』について

竹田 勇

"悪者"のイメージを定着させてしまった『農薬』は本当にそうだろうか。私のように、医薬と農薬の研究開発に携り、農業現場で農薬の効能を体験した者にとって無農薬栽培が理想で、農薬は必要悪だとする世の中の見方に同意できない。何より、先入観に囚われず正しく理解される必要がある。そこで、少しでも理解を助ける一助になればと、解説を試みました。紙面が限られているので、疑問や質問をお寄せください。

まず、農薬とは、農作物(樹木も含む)を加害する病・害虫、雑草、小動物(以上をペストという)を防除・予防する剤及び作物の生長を制御する剤をいう。その中には、有機合成化合物、天敵類、寄生微生物、天然物、性誘引剤などさまざまな有効成分があり、現在では500種ほどになります。ですから、十把一絡げで農薬は〇〇と言えません。有機栽培のJAS規格でも使用してよい農薬がたくさんあります。更に、医薬同様に農薬には、登録制度(1948年制定)があり、人畜や環境毒性、物理・化学的性質、植物・土壌・動物内動態や残留等のデータが要求され、登録保留基準をパスして初めて販売できるシステムとなっています。無登録(登録番号がない)農薬は法律違反で重く罰せられます。使用した農家も罰せられるようになりました。

どんな文明にも効能(ベネフィット)と危・被害度(リスク)があります。自動車、電気、医薬などリスクを凌駕してメリットがあるから、世の中に許容され、発展してきたように農薬もリスクを減らす努力を重ね、今日の農薬が存在しています。

農薬の効能としては収量増加(正確には減収防止)、省力、作業軽減化、緑の保全(耕地拡大のための森林伐採を止める)、媒介害虫防除による健康増進(マラリア、チウス)などグローバルにみて必需品です。

悪いイメージの根拠とされるリスクを考えてみます。まず、リスク評価するとき、特定の農薬のもっている毒性と性格を知る(人畜に対する急性毒性:LD50値、慢性影響試験から得た一日摂取許容量;ADI値、魚類・藻類など生態毒性値など)こととその農薬を対象とする生物(人畜や環境生物)が摂取するであろう量を掛け合わせてはじめてできる。例えば、きわめて毒性の強い(LD50値の小さい)が、大気中や水中での濃度がゼロに近い場合は、リスクは無いに等しいといえます。

われわれを取り巻く各種リスク(1/100万の死亡増加)のデータがあります(宮本純之訳、「危険は予測できるか」化学同人1994)。タバコ1.4本喫煙、胸部X線検査1回などはこのリスクに相当しますが、農薬散布や残留農薬は該当していません。また、アスベストやダイオキシンなど発がん性が問題になっていますが、農薬にも発がん性を疑う人がいます。主婦とガンの疫学者によるガンの原因についての認識調査が発表されています(黒木登志男、「暮らしの手帳」1990)。それによると、主婦は食品添加物、農薬、タバコの順に、疫学者は普通の食事、タバコ、の順で、食品添加物は1%、農薬はゼロとなっています。

農薬の場合は、実験動物の長期毒性試験から算出されるADIが(内閣府の食品安全委員会)で設定され、適用作物の残留データに基づき、使用時期、回数等が定められているので、食品残留基準をオーバーすることはまずないといえます。農薬は登録時に各種の科学的データから、対象作物と病害虫、雑草名、使用濃度、時期、回数、注意事項がラベル記載することになっています。

その他、使用者のリスク、環境生態系へのリスクについては省略しますが、ラベル記載通りに使用される限り、悪影響はありません。
—以上—

食品中の残留農薬検査結果 出所:『食品中の残留農薬』厚生省食品化学課

年度	国産・輸入	検査数	検出数		基準値超えた件数	
			件	%	件	%
6年度	国産品	61,834	419	0.68	20	0.03
	輸入品	55,293	672	1.22	5	0.01
	合計	117,127	1,091	0.93	25	0.02
7年度	国産品	91,234	551	0.60	20	0.02
	輸入品	70,726	760	1.08	2	0.00
	合計	161,960	1,311	0.81	22	0.01
8年度	国産品	97,571	637	0.65	20	0.03
	輸入品	113,825	1,508	1.33	26	0.03
	合計	211,396	2,145	1.02	46	0.03
10年度	国産品	133,452	725	0.54	22	0.02
	輸入品	119,493	1,047	0.88	63	0.05
	合計	252,945	1,772	0.70	85	0.03

